

静岡県屋外広告物審議会 会議録

令和5年1月16日（月）
県庁本館4階議会401会議室

午後2時29分開会

○司会 それでは、定刻より少し早いですが、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。

ただいまから静岡県屋外広告物審議会を開会いたします。

私は、司会を務めます、静岡県景観まちづくり課課長代理の山口と申します。よろしく申し上げます。

それでは着席しまして進めさせていただきます。

会議に先立ちまして、定足数について御報告いたします。

本日の会議には、全委員13名のうち12名の御出席をいただいております。従いまして、静岡県屋外広告物審議会規則第4条に規定する「委員の半数以上の出席」の要件を満たし、定足数に達しておりますことを報告いたします。

なお、鎌野委員におかれましては、所用により本日御欠席でございます。

次に、当審議会の委員の異動がありましたので、御報告いたします。前回は令和2年3月なんですけれども、その審議会以降に新たに就任されました委員を御紹介いたします。

まず、静岡商工会議所女性会会長、内田様。

○内田委員 よろしくお願いたします。

○司会 日本大学理工学部まちづくり工学科教授、岡田様。

○岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いたします。

○司会 アトリエ景株式会社代表取締役・公益社団法人日本サインデザイン協会常任理事、金田様。

○金田委員 金田です。よろしくお願いたします。

○司会 静岡県議会産業委員会委員長、木内様。

○木内委員 よろしくお願いたします。

○司会 静岡県議会建設委員会副委員長、伊丹様。

○伊丹委員 伊丹でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 静岡県警察本部生活安全部長、加藤様。

○加藤委員 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 SWOSの会研修部部長、小澤様。

○小澤委員 小澤です。よろしくお願いいたします。

○司会 それから、本日欠席でございます、一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会副会長、鎌野様。

続きまして、第一宣伝社代表、宮下様。

○宮下委員 宮下と申します。よろしくお願いいたします。

○司会 以上9名の皆様に委員に御就任いただきました。

続きまして、資料の御確認をお願いいたします。

(資 料 確 認)

○司会 それでは、審議に先立ちまして、静岡県交通基盤部都市局長の飯田から御挨拶を申し上げます。

○飯田都市局長 皆さんこんにちは。静岡県交通基盤部都市局長の飯田でございます。

本日は、大変お忙しい中、静岡県屋外広告物審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本審議会は、静岡県屋外広告物条例により、屋外広告物に関する重要事項を決定する際に、審査・審議するための諮問機関として設置されております。これまで、屋外広告物の規制地域や許可基準などについて御審議いただき、その内容を踏まえ、県では、条例の目的である良好な景観の形成や、公衆に対する危害の防止などを図ってきているところでございます。

さて本県では、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、伊豆半島の魅力あふれる沿道景観を保全するため、伊豆縦貫自動車道を含む伊豆半島の幹線道路沿いについて、屋外広告物の規制を強化し、関係市町と連携して違反広告物対策に取り組んでまいりました。

このような中、お手元の資料にありますとおりでございますが、先週、国土交通省から、伊豆縦貫自動車道河津下田道路の、裏面に地図がございますけれども、河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジまでの3キロメートル区間が3月19日に

供用されるということが発表されました。

そこで、今回供用開始する区間について、既に供用が開始されています伊豆縦貫自動車道と同様の規制を行いたいと考えております。

本日の審議会では、このことについて、委員の皆様にご議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

県では、今後も良好な景観の形成を目指し、屋外広告物行政を積極的に推進してまいりますので、引き続き御支援、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○**司会** 次に、審議中の御発言についてでございますけれども、事務局の職員がマイクをお持ちしますので、御発言の際にはマイクをお使いいただけるようお願いいたします。

それでは、議事の審議に入る前に、当審議会は、昨年8月1日で委員が選任されておりました、その後、初めての審議会になりますので、会長の選出をお願いいたします。

会長の選出方法ですけれども、審議会規則第3条第2項の規定により、会長は委員の互選によって定めるということとされております。委員の皆様には、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**切岩委員** 公益社団法人の静岡県屋外広告協会の切岩と申します。

会長の選出ということで、日本大学の教授の岡田委員が、埼玉県における屋外広告物制度の審議などをする景観審議会の会長を歴任されていたということをお伺いしておりますので、適任かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**司会** ありがとうございます。

ただいま切岩委員から、岡田委員が会長に適任との御発言がございました。御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**司会** ありがとうございます。

それでは、ただいま委員の皆様より岡田委員が会長に選出されましたので、恐れ入りますが、岡田会長、会長席に移動をお願いします。

それでは、審議に先立ちまして、岡田会長から御挨拶をお願いいたします。

○**岡田会長** 皆様こんにちは。ただいま会長に御指名いただきました、日本大学の岡田でございます。本日より、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、本委員会の構成委員が大部分改選されたということで、私自身、今日皆さん

とはほとんどお初にお目にかかるということでございますので、簡単に自己紹介を兼ねて御挨拶させていただきたいと思っております。

私は、生まれも育ちも東京の大田区大森というところでございます、大森というところ、羽田空港のある、町工場の広がる町なんですけど、そんなところで育ちました。

そうは言いましても、私の曾祖父の代までは伊豆の熱海市網代に居を構えておりまして、したがいまして、我々岡田家の菩提寺は、長延寺という網代にあるお寺でございます。したがって、子供の頃から、春休み、夏休み、冬休みの都度、お墓参りを兼ねて、2週間、3週間網代で滞在していたというような経験もございまして、私自身、心のふるさと、あるいは原風景というのは、網代から見渡す海越しの熱海の夜景ですとか、あるいは青々と広がる、青い空の下に浮かぶ初島。そういうものを見て育ちました。

そういった、ご先祖様の引きがあるせいかどうかよく分かりませんが、静岡県内の景観業務のお手伝いが大分増えてございまして、例えば、東京寄りから申しますと、沼津の御用邸跡地公園の景観整備ですとか、あと最近では静岡沿岸の津波対策による防潮堤の嵩上げの工事が大分進んでおりまして、それがやはり観光に影響を来たさないようにとか、あるいは地域の産業に影響を来たさないようにというようなことで、様々な市町のアドバイスをさせていただいております。

そうした中で、ここ最近大きなプロジェクトといたしましては、三保松原海岸というのがあるんですけども、皆さん御案内のとおり、富士山の構成資産に三保松原海岸が認定されたのはいいんですが、「あの消波ブロックを何とかしなさい」というような指示がイコモスのほうから届きまして、それに対する今景観改善のお手伝いをしておりません。

そのほか、静岡県内では、富士市の屋外広告物の、やはり審議会の会長を仰せつかっていまして、そのほか御前崎市の景観計画の策定業務。さらには焼津港の漁港を中心としたまちづくりとか、本当に数えると両手に至るぐらいのお仕事が、今私のところに来ております。

さて、そんなことで、本日大変光栄な職務に就くことができました。本委員会の対象は、主に屋外広告物ということになります。この屋外広告物というのは、それだけを見てデザインをすると、ともすると目立ちすぎてしまう。逆に一歩引いてそれを眺めると、目立たなすぎて不案内であるというような、非常にバランス調整が難しい対象物になるかと思っております。この辺が、恐らく建築デザインとか、あるいは土木構造物の景観デザ

インと大きく違うところじゃないかなと思います。

そのような意味で、本日本委員会を構成する皆さん、様々な専門的な見地をお持ちでいらっしゃるということでございますので、どうぞ忌憚のない御意見をいただきつつ、本委員会の審査・審議を円滑に進めてまいりたいと思います。本日を機に、皆さんとワンチームで進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、会長にお願いをいたします。

○岡田会長 はい、承知いたしました。

それでは、ただいまから議事の審議に入りたいと思います。なお、この審議会は、情報提供の推進に関する要綱に基づきまして、公開ということで実施させていただきます。

事務局に御確認となりますけれども、本日傍聴者は不在ということでよろしいですか。

はい、承知いたしました。本日、傍聴者は不在ということであります。

それでは、早速ではございますけれども、本日の議案に入りたいと思います。

本日の議案は、知事から諮問のありました2件。第1号議案は、「屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について」というのが1つ。もう1つは、第2号議案といたしまして、「静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定の変更について」という、以上の2件でございます。

それでは早速、事務局より説明をお願いいたします。

○景観まちづくり課長 景観まちづくり課長の森西と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案の説明に先立ち、配付資料の訂正をお願いいたします。

先ほど飯田都市局長の挨拶にもございましたが、1月13日の金曜日に、国土交通省沼津河川国道事務所から、こちらの資料になりますけれども、伊豆縦貫自動車道河津下田道路の一部開通に伴う記者発表がございました。その中で、開通区間のインターチェンジの名称が決定したために、本議案の資料の訂正をお願いするものです。

青色の表紙、議案書の2ページをお開きください。

「変更後」の欄の「指定する区間」、「河津インターチェンジ（仮称）」を「河津七

滝インターチェンジ」に。また「逆川インターチェンジ（仮称）」を「河津逆川インターチェンジ」に訂正をお願いします。

続きまして、4ページをお開きください。

A3横長の図面となります。

位置図に記載されている「河津インターチェンジ（仮称）」を「河津七滝インターチェンジ」に。また「逆川インターチェンジ（仮称）」を「河津逆川インターチェンジ」に訂正をお願いいたします。

続きまして、6ページをお開きください。

「変更後」の欄の（6）「河津インターチェンジ（仮称）」を「河津七滝インターチェンジ」に。また「逆川インターチェンジ（仮称）」を「河津逆川インターチェンジ」に訂正をお願いいたします。

続きまして、黄色い表紙、議案参考資料の4ページをお開きください。

下段の位置図の赤枠内のインターチェンジの名称を、同様に訂正をお願いいたします。

続きまして、5ページをお開きください。

上段の位置図のインターチェンジの名称を、同様に訂正をお願いいたします。

訂正をお願いする箇所は以上となります。大変申し訳ございません。

それでは説明させていただきます。

今回新たに御就任いただいた委員も多いことから、まずは本県の屋外広告物制度や今回の議案に関連する内容について、担当から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○**景観まちづくり推進班長** 景観まちづくり課の勝又でございます。15分ほどお時間をいただきまして説明いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元の黄色い表紙の議案参考資料1ページ目をお開きください。

まず上段です。

屋外広告物制度の大元を定める屋外広告物法では、その目的について、「良好な景観の形成、風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」としています。この2つの目的を達成するため、法律では、屋外広告物や屋外広告業についての必要な規制を県や政令市などが条例で定めることができるとしており、静岡県でも昭和49年に条例を制定いたしました。

その後、30回ほど改正をしておりますが、平成10年におおむね現在の規制の形となる大きな改正をし、また平成29年には、先ほどもありましたが、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした伊豆半島の規制強化を行い、今回の議案もこの規制の関係となります。

条例における規制の内容ですが、広告物の設置を禁止する地域について、広告物を設置する場合の設置方法や表示の制限、違反広告物に対する措置・除却、屋外広告業者の登録制度がその内容となります。

続けて下段です。

静岡県屋外広告物条例の適用市町と許可事務の所管についてです。

屋外広告物を設置する場所、つまりどこの市町にその看板を設置するかということによりまして、適用となる条例や許可事務の所管が異なります。屋外広告物条例は、県や政令市以外にも、景観法における景観行政団体となった市町も独自の屋外広告物条例を制定することができます。

注釈を御覧ください。

これは、景観施策は地域住民の生活に密着するものであることから、地域の実情に合わせたきめ細かい対応を図るため、基礎的自治体である市町が中心的役割を果たすことが望ましいという考えに基づくものです。

県内では、9つの市が独自の屋外広告物条例を制定しています。

表を御覧ください。このことから、県の条例は、政令市、独自条例市以外の12市と12町に広告物を設置する場合に適用されます。なお、屋外広告物の許可事務は、権限移譲により、県の条例が適用される12の市においても各市が行っています。

続けて、2ページ目上段です。

屋外広告物の規制内容ですが、広告物を設置する場所と広告物の種類に応じて規制の内容が変わってきます。

まず、設置する場所について、「特別規制地域」「普通規制地域」「規制地域外」と3つに区分をしています。

特別規制地域は、自然景観や良好な沿道景観等を保全する必要がある地域で、原則屋外広告物の設置を禁止している地域です。しかしながら、屋外広告物は、社会経済活動上欠かすことのできないものでもあるので、そのような広告物は許可を得ることで設置することができます。具体的に申し上げますと、一定の面積を超える許可広告物や、や

むを得ず設置する案内図板等が当たります。なお、別途大きさ等の許可基準を設けており、その基準に適合する必要があります。

普通規制地域は、活発な都市活動が展開されている地域等で、原則許可を受ければ広告物を設置することができる地域です。

また、規制地域外は、特に許可なく屋外広告物を設置することができます。

続けて、下段の資料です。

規制地域の定め方ですけれども、地図にありますように、静岡県では、道路や鉄道沿い何メートルの範囲を規制地域とするというように、〇〇市、〇〇地区といった面的というよりは線の周りを主として規制地域としています。

特別規制地域は、東名や新東名高速道路、知事が告示で定めた道路、鉄道、河川、海岸の周辺等が該当し、そのほか重要文化財や有形文化財の周辺。面的なものとして、都市計画法の低層住居専用地域等としています。

なお、指定した道路の周辺でも、主要な市街地は対象から除き普通規制地域としています。

普通規制地域は、知事が告示で定める道路、鉄道、河川、海岸の周辺と、面的な地域としては都市計画法の低層住居専用地域以外の商業地域といった用途地域が該当します。

地図にありますように、赤い色で示した特別規制地域は、伊豆半島や東部に多いことが分かります。これは、伊豆半島の魅力的な自然景観や富士山景観を保全するために特別規制地域に指定していることによるものです。

続けて、3 ページ目の上段です。広告景観保全地区についてです。

県では、先ほど2 ページ目でご説明しました規制地域に加え、地域の特性に応じた許可基準の上乗せを行っています。

広告景観保全地区は、特に良好な景観を形成し、風致の維持を図ることが必要な地域で、特別規制地域または普通規制地域において指定することができます。

県では、伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区と、伊豆西南海岸広告景観保全地区の2 地区を平成29年度に指定しています。

伊豆縦貫自動車道関連では、道路から50メートル以内における案内図板の許可基準を上乗せしており、伊豆西南海岸では、同じく指定した道路から50メートル以内における自家広告物と案内図板、それぞれの許可基準の上乗せを行い、きめ細かく景観誘導を図

っております。

続けて下段です。

今回の議案に関連します、伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区の、上乘せしている案内図板の許可基準について御説明します。

主に色彩面や表示内容等で基準の上乗せを行っています。

下の図で、赤で着色している箇所が特別規制地域の案内図板の基準から上乘せをしている箇所です。

具体的には、周辺の自然環境と案内図板が調和したり、板面に統一感を持たせ視認性を高めたりするため、板面の色などを色のマンセル値を使ってきめ細かく定めています。

例えば特別規制地域では、板面の色について色味の指定はありませんが、この広告景観保全地区では、色味を焦げ茶系とするように指定しています。また、表示内容を、案内や誘導に必要な最低限の内容とし、商品の写真や絵などは表示しないこととしています。

なお、特別規制地域と広告景観保全地区との案内図板の基準を対比した資料は6ページ目に掲載していますので、追って御確認ください。

続けて、4ページ目上段です。

先ほど御説明した、特別規制地域と広告景観保全地区の案内図板の実際の写真です。特に下の写真が分かりやすいかと思いますが、広告景観保全地区の案内図板のほうが自然に調和していることが分かるかと思いますが。

続けて下段です。今回の議案で諮問している区間を含む伊豆縦貫自動車道についてです。

伊豆縦貫自動車道は、東駿河湾環状道路、天城北道路や河津下田道路等から成る、延長約60キロメートルの自動車専用道路です。本路線により、伊豆地方へのアクセスが向上し、海や山などの自然環境や温泉などの観光資源に恵まれた伊豆地域の発展に大きな役割を果たすとともに、伊豆地域の交通交雑緩和を図り、快適な観光の実現や安心して生活できる環境の実現が期待されています。

右の図を御覧ください。

このうち、河津下田道路の河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジまでの3キロメートルの区間が3月19日に開通します。

続けて5ページ目上段です。

今回開通する区間の現況写真です。

左下の河津七滝インターチェンジ付近を上空から撮影した写真から分かりますとおり、当該開通区間周辺は、自然景観豊かな地域です。当該区間の供用開始後は、両インター付近に案内図板の設置が予想されますが、12月時点では工事看板などを除き屋外広告物は設置されておらず、今回の規制により既存不適格となる広告物は確認できません。

続けて下段の資料です。

最後に、伊豆半島等における違反広告物対策についてです。

静岡県では、東京2020オリンピック・パラリンピックや、世界ジオパーク認定等を契機とし、東名から伊豆半島への主要アクセス道路、オリンピック会場へのアクセス道路、伊豆半島の主要幹線道路、自転車競技ロードレースコース沿線について、関係市町と連携し、集中的な違反広告物対策を実施してきました。取組の結果、伊豆半島の幹線道路沿いでは是正率が94%となり、自転車競技ロードレースコース沿線では是正が完了したところで、多くの関係者の協力の下、伊豆半島等では、本県の誇る美しい景観の磨き上げを図ってきたところです。

以上、屋外広告物制度と本日の議案の関連事項について、御説明しました。

続いて、課長から議案の内容を説明いたします。

○景観まちづくり課長 それでは、お手元の青い表紙、議案書をお開きください。

今回ご審議いただく内容は、第1号議案 屋外広告物の表示等を規制する地域の指定についてと、第2号議案 静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定の変更についての2件でございます。

改正内容は、伊豆縦貫自動車道河津下田道路の新規供用開始区間を、特別規制地域及び広告景観保全地区に指定するというもので、共通することが多いため、2件続けて説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1号議案は、静岡県屋外広告物条例第27条第1項の規定に基づいて、知事から静岡県屋外広告物審議会会長宛てに諮問されております。

続いて、2 ページをお開きください。

第1号議案の内容は、屋外広告物の表示等を規制する地域の指定についてです。

規制内容は、令和5年3月19日に供用開始される伊豆縦貫自動車道河津下田道路の河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジまでの区間、及びその区間の両側500メートルを特別規制地域に指定するものです。

続いて、3ページをお開きください。

1、「指定理由」を説明いたします。

当該路線は、沿道に豊かな自然景観を有するとともに、防災面、観光交流面で大きな役割を果たす基幹的な道路です。

今回指定する区間は、令和4年度に新たに供用開始する区間であり、供用開始後は相当の利用が見込まれております。

本県では、伊豆半島の魅力的な沿道景観を保全する必要性が高いことから、既に供用が開始されております、伊豆縦貫自動車道天城北道路以北について、沿道市町と連携し、沿道500メートルの範囲を特別指定地域に、沿道50メートルの範囲を広告景観保全地区に指定しております。このため、今回の指定に関する区間についても、既に供用が開始した区間と同様に、特別規制地域及び広告景観保全地区に指定します。また、指定と供用開始を同時期に行うことで、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものであります。

2、「施行期日」については、令和5年2月1日から施行することといたします。

3、「位置図及び規制図」については、追って第2号議案の内容とともに説明いたします。

次に、5ページをお開きください。

第2号議案についても、静岡県屋外広告物条例第27条第1項の規定に基づいて、知事から静岡県屋外広告物審議会会長宛てに諮問されております。

続いて、6ページをお開きください。

第2号議案の内容は、静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定の変更についてです。

規制内容は、特別規制地域と同じく、令和4年度に供用が開始される伊豆縦貫自動車道河津下田道路の河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジまでの区間、及びその区間の両側50メートルを広告景観保全地区に指定するものです。

なお、既に供用が開始されている伊豆縦貫自動車道天城北道路以北については、議案参考資料10ページから15ページにあるとおり、平成29年度に告示で広告景観保全地区に指定しております。

今回の指定の変更については、平成29年度に指定した告示の、2、「広告景観保全地区の区域」に供用開始区間を追加する形式で告示の改正を行います。

続いて、7ページをお開きください。

1、「変更理由」及び2、「施行期日」は、先ほど説明した第1号議案と同じです。

続いて、4ページをお開きください。A3横長の図面となります。

3、「位置図及び規制図」について説明いたします。

今回開通する区間は、図面中央の赤い線の部分、河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジまでの区間になり、両インターチェンジは国道414号に接続しております。この区間は、両側500メートルを特別規制地域に、両側50メートルを広告景観保全地区に指定します。紫色で着色している部分が新規に指定する特別規制地域で、緑色で着色している部分が広告景観保全地区になります。

赤い点線部分はトンネル区間になりますが、トンネル区間は特別規制地域や広告景観保全地区からは除きます。

オレンジ色の線と、その周辺の赤色で着色している部分を御覧ください。

オレンジ色の線は国道414号ですが、この路線は既に両側500メートルの特別規制地域に指定しているところです。このため、今回指定する区間の多くは、紫色と赤色とが重なっている部分になりますが、ここは既に特別規制地域に指定されており、新たに特別規制地域に指定されても許可基準等は現行のとおりとなります。

特別規制地域に指定されても影響を受ける地域はかなり限定されますが、広告景観保全地区に指定するためには、当該路線を特別規制地域に指定する必要があることから、これらにかかわらず特別規制地域に指定を行っていきます。

最後に、先に行いましたパブリックコメント及び縦覧の実施結果について報告いたします。

黄色い表紙、議案参考資料の16ページをお開きください。

まずはパブリックコメントの実施結果について説明いたします。

ただいま説明いたしました議案に関して、11月22日から12月21日までの1か月間パブリックコメントを実施し、意見を募集いたしました。意見の募集は、県ホームページへの掲載や、屋外広告業団体に通知するなど広く周知いたしました。

その結果、お1人の方から2件のご意見がありました。いただいた意見の概要と県の考え方を下の表でまとめてございます。2件とも原案を修正するものではないと考えております。

No. 2の意見は、既に供用が開始されている伊豆縦貫自動車道において、県と独自条例

制定市である三島市との間で基準が異なっていることに関する御意見。それと基準に該当しない案内図板に関する御意見となります。

県の考え方としては、三島市を含む景観行政団体である各市は、地域の実情に応じたルールとするため、屋外広告物法や景観計画に従い、独自の屋外広告物条例を制定しております。一方で、御指摘のとおり、同じ幹線道路沿いでは一体的な規制が望ましいという考えから、沿線市町と連携し、取組みを進めてまいりました。

引き続き、広告募集中の看板の件も含め、沿線市町と情報共有するとともに、地域の実情を考慮しながら関係市に働きかけを行うなど、屋外広告物の取組を進めてまいります。

続いて、17ページをお開きください。

広告景観保全地区の指定に当たっては、パブリックコメントのほか、公告を行い、公衆の縦覧に供し、関係者は意見を提出することができます。このことから、今回の案に関しまして、11月22日から12月5日までの2週間、縦覧を実施いたしました。縦覧の結果については、県公報にて公告、県ホームページへの掲載や、屋外広告業団体に通知するなど、広く周知を行いました。

その結果、意見の提出はありませんでした。

以上で、第1号議案、第2号議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岡田会長 はい。御説明ありがとうございました。

今日は委員の大幅な改選ということもありまして、まずこれまでの県内の屋外広告物規制の歴史的な背景から御説明いただき、その後、第1号議案並びに第2号議案が内容として重なるということから、併せて第1号議案、2号議案の御説明をいただきました。

ここでちょっと、説明も長かったところもありますので、要点をちょっと絞り込みたいと思いますので、これから申し上げることが間違っていないかを事務局で確認いただきたいんですが、本件議案第1号、第2号は、共通して伊豆縦貫自動車道に対する議案でございまして、先ほど事務局から説明があったとおり、伊豆半島の南北を貫く自動車道ですね。

既に天城北以北は既に開通済みで、規制が既に運用されていると。それで、今回新たに、河津七滝インターから河津逆川インターまでの間が供用開始ということに伴って、ここにこれまで運用してきているものをさらに追加するということに関しての審議とい

うことが大きなポイントになろうかと思えます。

その中で、さらに規制が2段階に分かれておりまして、第1号議案としては、特別規制地域についての審議ということになろうかと思えます。

これは議案参考資料の2ページのところに、先ほど事務局から説明がございまして、静岡県の屋外広告物の規制におきましては3段階のランクがあって、特別規制地域と、今申し上げたものが一番厳しい規制で、原則設置は禁止である。ただし、例外的に許可を受けたものは設置することができる。ということですね。

もう1つは、普通規制地域というのがあって、そのほかに規制地域外というのがあると。ここでは、第1号議案は特別規制地域に、先ほどの当該区間を設定するということの審議が第1号ということになります。

第2号議案といたしましては、同じく当該区間において、今申し上げた議案参考資料の3ページ目になろうかと思えます。広告景観保全地区ということで、これを指定するというのが第2号議案ということで、それぞれについてこれから審議を行うということで間違いないでしょうか。——はい、ありがとうございます。

ということで、まず第1号、第2号、分けて審議を進めてまいりたいと思えます。

まずは第1号議案から、皆様から御意見、質疑等をいただきたいと思えますけれども、これまでの事務局の説明に対して、皆様方からもし御意見、質問等あれば、挙手にて御発言いただきたいと思えます。

どなたでも結構ですけれども、何かございますでしょうか。

じゃ、ちょっと私のほうから質問なんですけど、第1号、第2号と重なる質問になってくるんですが、第1号議案の特別規制地域については、道路から500メートル以内という距離の設定があって、さらに広告景観保全地区に関しては、道路から今度は50メートル以内という数値基準が出てきております。この500メートル、50メートルの考え方というのは、どういったところから出てきているものなのか、もしお答えできるのであれば御回答いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○**景観まちづくり課長** まず初めに、特別規制地域の500メートルの根拠についてです。

これについては、国土交通省で示されております、屋外広告物条例ガイドラインというのがございまして、その第4条の中に、屋外広告物の設置を禁止する範囲ということで記されているんですけれども、それについて、当該地点から展望することができる地域ということで示されておまして、これらの地域は500メートルから1,000メートルに

指定するのが望ましいということが通知で示されております。

それを受けて、平成9年度に屋外広告物審議会の審議を受けて、道路の指定区間の基本方針というのが定められました。その方針においては、自然景観を重視したい道路については500メートルの特別規制地域に指定。富士山景観を保全したい地域については800メートルの特別規制地域に指定などといったことが示されておりました。これに基づきまして、伊豆半島の沿道景観は基本的に500メートルということで、500メートルの特別規制地域を指定しているものでございます。

続きまして、景観保全地区の50メートルの根拠についてはですね、特別規制地域の規制などに、さらに上乘せになる地域があるということで、社会経済活動への影響が大きいということで、必要かつ合理的な範囲でということが重要であります。その中で、案内図板については、道路利用者から視認されるということを目的として設置されておりました。表示面積というのが、特別規制地域と同じ3㎡以内とされております。この3㎡以内の表示面積に対しまして、道路利用者から内容が判読できる範囲ということを鑑みまして、沿道の50メートルを設定しているということになります。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。よく分かりました。

一般的に、景観工学の世界では、500メートルというのは、近景・中景・遠景の中の「中景域」というような範囲に位置づけられまして、大体地形とか地物が明瞭に眺められる範囲というようなことで、かなり妥当な数字かなと思います。

逆に、景観工学でいうところの視距離50メートルというのは近景域に位置づけられまして、それこそ文字の内容から、かなり克明に物事が判読できるというようなところで、近景と中景と分けて、この地域の指定があるということが今確認できました。ありがとうございました。

そのほか、皆様方から何か第1号議案に関して、質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、特に御意見、質問等ございませんので、承認されたものとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、第2号議案について移りたいと思います。

事務局の御説明に対する、議案について、質問、御意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○岡田会長 「なし」という声がございました。

それでは、特に御意見、質問等ないようでしたら、この第2号議案についても承認させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。極めて円滑に進んでまいりました。厚く御礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第1号議案、第2号議案ともに異存なしということで、その旨を静岡県知事に答申いたしたいと思っております。

それでは、円滑な議事進行に御協力いただきましたことを厚く御礼申し上げまして、これより先は事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○司会 岡田会長、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、静岡県屋外広告物審議会を終了したいと思います。本日はお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございました。

午後3時24分閉会